

工業統計調査・経済センサス―基礎調査にご協力をお願いします

工業統計調査

この調査の結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利用されます。調査時点は6月1日です。対象の事業所には調査員が連絡または訪問します。

経済センサス―基礎調査

6月から2020年3月までの期間で「経済センサス―基礎調査」を実施します。この調査では、調査員が全国の全ての民営事業所の活動状態を外観などから把握するとともに、新たに把握した事業所には調査票を配布します。

問 吉備庁舎総務課

大規模な土地取引には届け出が必要

国土利用計画法は、土地の投機的な取引や地価の高騰を抑制するとともに、無秩序な土地利用などを防止するため、大規模な土地取引について届け出制を設けています。

一定面積以上の土地については、売買などの取引を行った場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

一定面積以上の土地とは

・都市計画区域内／5,000㎡以上

・都市計画区域外／1万㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計面積が前述の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届け出が必要です。

土地売買などの契約／売買、交換、

共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権などの譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など

※これらの取引の予約である場合も含みます。

その他

※届け出は土地の権利取得者（買主など）が行います。

※契約した日を含めて2週間以内に届け出てください。

※届け出が不要な場合もあるので、契約前にご相談ください。

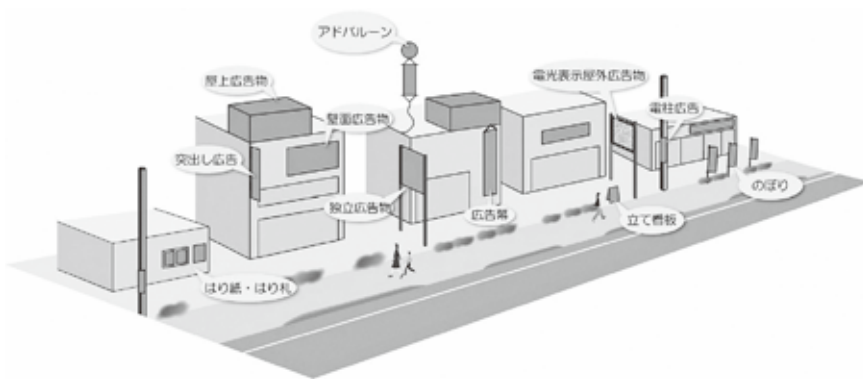
問 吉備庁舎建設課

屋外広告物の表示にはルールがあります

屋外広告物は、日常生活に必要な情報を提供するとともに、街のにぎわいを演出するなど大切な役割を担っています。しかし、屋外広告物が無秩序に設置されれば、景観を損

ねるだけでなく、時には思わぬ事故を招くこともあります。

和歌山県では屋外広告物が適正に設置されるよう和歌山県屋外広告物条例によりルールを定めており、屋外広告物を設置する際には、町の許可を受ける必要があります。また、表示・設置できない場所や広告物の大きさ、高さなどの基準があるのでご相談ください。



和歌山県屋外広告物条例の詳細については和歌山県県土整備部都市政策課のホームページをご覧ください。(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html)

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。